

質疑・回答書

No1

告示番号	第188号	件 名	豊中市立桜井谷小学校外2校外装改修及び渡り廊下等耐震補強工事
No	質疑事項	回 答	
1	1-A02 2.仮設工事に外壁・防水改修に係るエキスパンションジョイントは仮撤去復旧を行うと記載されていますが、可能と考えてよろしいでしょうか。メーカー名、品名、詳細寸法、数量ご指示願います。	外壁・防水改修に係るエキスパンションジョイントの仮撤去復旧は可能です。なお、外壁に係るエキスパンションジョイントは、施工に支障のない限り存置可能とします。既設のエキスパンションジョイントのメーカー名、品名は不明ですが、数量は1-A07図の屋根伏図に記載されているエキスパンションジョイントの部分とし、詳細寸法は別添資料-1をご確認ください。	
2	1-A04の対象箇所1号館2F屋上防水(2ヶ所)・屋上防水と記載がありますが、1-A06,07の改修後では既設防水は撤去になっていません。詳細のご指示願います。	既設防水の平場・立上り部とも、新設の塩ビシートの機械固定のため既設防水の撤去は不要です。	
3	桜井谷小学校と桜塚小学校と北丘小学校の工事期間は設定工期内であれば、各校ずらした工程で良いと考えてよろしいでしょうか。指定期間があればご指示願います。	工期内であれば、各学校長との調整の上、各学校ごとに工事期間を設定することが可能です。ただし、騒音、振動が伴う撤去工事は可能な限り夏休み期間中に行うなど、学校運営への影響を最小限に留める対応を行うものとします。	
4	現場事務所は桜井谷小学校のみに設置で、3校まとめて定例会議と考えてよろしいでしょうか。	各学校に現場事務所を設置する必要はなく、いずれか1校のみに設置した現場事務所において定例会議を行うことは可能です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

No	質疑事項	回 答
5	解体作業は、夏休み以外(授業中)も可能と考えてよろしいでしょうか。	騒音、振動が伴う撤去工事は可能な限り夏休み期間中に行うなど、学校運営への影響を最小限に留める対応を行うものとします。
6	工事に支障となる設備配管・器具は2-P01~04以外は全て設備業者が撤去復旧と考えてよろしいですか。	耐震補強工事において支障となる設備配管・器具は2-P01~04以外は全て設備業者において撤去復旧とします。外装改修工事において支障となる設備配管・器具の撤去復旧は本工事に含みます。